

新潟市教育委員会 平成28年7月 定例会会議録				
日 時	平成28年7月29日(金) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1(白6-203)			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (7名)	齋 藤 洋一郎	出席委員	佐 藤 久 栄	
	沢 野 千英子		上 田 晋 三	
	織 田 絹 子			
	伊 藤 裕美子	欠席委員	吉 村 正 史	
	藤 田 政 子			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 島 徹	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 次 長	長 浜 裕 子	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	井 関 一 博
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	小 林 巧
	施 設 課 長	小 林 正 人	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	松 田 玲 子
	保 健 給 食 課 長	松 崎 義 春	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	五 十 嵐 雅 樹
	地 域 教 育 推 進 課 長	佐 々 木 克 己	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 職 員 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 主 査	小 林 夏 那 恵
	教 職 員 課 給 与 ・ シ ス テ ム 担 当 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 事	坂 本 萩 子
	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 治 彦		
その他の 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (4件)	議案番号	件 名
	議案第10号	平成29年度使用新潟市立小学校用教科用図書並びに新潟市立中学校用教科用図書の採択について
	議案第11号	平成29年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書の採択について
	議案第12号	平成29年度使用新潟市立特別支援学校・学級用一般図書の採択について
	議案第13号	教育委員会の人事について
報告 (0件)	件 名	
協議会 (1件)	件 名	
		教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価について

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分開会を宣言する。

これより7月教育委員会定例会を開催いたします。なお、吉村委員より本日の会議を欠席するとの連絡がありましたが、会議の定足数である過半数を満たしています。

本日の報道はありませんが、会議中に、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に藤田委員及び佐藤委員を指名します。

第3 付議事件

○教育長

日程第2、付議事件に入ります。議案第10号、平成29年度使用新潟市立小学校用教科用図書並びに新潟市立中学校用教科用図書の採択について及び議案第11号平成29年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書の採択については関連がありますので、一括して学校支援課に説明をお願いします。

○学校支援課長

議案第10号、第11号を続けてご説明いたします。付議2ページから付議5ページをご覧ください。小学校用教科用図書並びに中学校用教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条に基づいて、平成28年度に使用しているものと同一の教科書を引き続き使用することになっております。これを踏まえて、ここに記載されている教科用図書を平成29年度使用新潟市立小学校用教科用図書並びに新潟市立中学校用教科用図書として採択することのご審議をお願いいたします。

続いて、付議7ページ、8ページをご覧ください。中等教育学校前期課程用教科用図書についても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条に基づいて、平成28年度に使用しているものと同一の教科書を引き続き使用することとなっております。

これを踏まえて、記載されている教科用図書を平成29年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書として採択することのご審議をお願いいたします。

○教育長

今ほど、平成29年度使用新潟市立小学校用教科用図書並びに新潟市立中学校用教科用図書及び平成29年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書の採択については、平成28年度に使用しているものと同一の教科書を引き続き使用するということですが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第10号及び第11号については承認するというところでよろしいでしょうか。

では、そのように決定します。

次に、議案第12号、平成29年度使用新潟市立特別支援学校・学級用一般図書の採択について、学校支援課に説明をお願いします。

○学校支援課長

議案第12号、平成29年度使用新潟市立特別支援学校・学級用一般図書の採択について、ご説明いたします。特別支援学校、学級においては、その障がいにより教科書目録の登載の教科書が適さない場合には、学校教育法附則第9条の規定により、教科書目録にはよらない図書を教科用図書として使用することができます。このことを、通称、一般図書と呼称しています。

付議10ページ、平成29年度使用教科用図書に関する資料について(答申)をご覧ください。5月の教育委員会の諮問を受けて、平成29年度使用教科用図書の審議委員会では、記の1から4の観点に基づき、慎重に審議を行いました。その結果、付議11ページから32ページまでの調査員研究報告書(答申)に記載されてある図書が答申されました。

付議12ページ、特別支援教育教科用図書調査部会報告をご覧ください。一般図書、特別支援学校・学級用の採択について、文部科学省の通知では、十分な調査研究を行い、児童生徒の障がいの種類、程度、能力に応じた適切な図書を採択することとしています。調査部会では、ここに示されている①から④の観点により、文部科学省の一般図書一覧にある325冊の図書について調査研究を行いました。そして、さまざまな児童生徒の実態に対応できるよう、1冊1冊について、段階をA、B、Cの3段階に分け、図書としての特徴、教科用図書としてのよさや活用方法などを参考情報として記述しました。

A、B、C3段階の内容については、付議14ページの下部に記載してあるとおりです。付議15ページから18ページに小学校特別支援学級用一般図書として推薦する図書が示してあります。同じように、付議19ページから21ページには中学校特別支援学級用が、付議22ページから27ページには特別支援学校小学部用が、付議28ページから32ページについては特別支援学校中学部用が示してあります。なお、一般図書の調査研究に当たっては、今年度も小中学校特別支援学級の保護者、特別支援学校小中学部の保護者から調査員を引き受けていただきました。保護者としての考えや要望を検討や協議の場に出していただき、調査研究が大変深まったことを報告いたします。

以上、ご審議をよろしくをお願いします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

○伊藤委員

調査に保護者が出席されるというのは、今までもあったのでしょうか。

○学校支援課長

特別支援学級、学校用の一般図書の採択にかかわっては、保護者の方から入っていただいて、この答申をいただいております。

○織田委員

事前に説明をお聞きする機会をいただきました。そのときに詳しい説明とともに、一つ一つの本を手にとって確かめることができ、この調査の報

告書にあることは、先生方がいろいろ調査研究なされた成果だということがよく分かりました。どれも素晴らしい本だと、とても興味深く、またこれらの本を選ばれた先生方のお力を心強く思いつつ拝見させていただきました。

一つだけ気になったのが若干、本の発行年月日が古い本が多いかなということです。更新されている本もあったのですが、残念ながら記載されている家電の絵が大分古い形の機器だったりするものがあるので、違和感を覚えました。実際の生活の中で機器を使う場面を想定しての記述なので、新しいものが出てきたら、徐々に入れ替えていく必要もあるのでは？という感想を持ちました。どの本もとても詳しく説明があって、素晴らしいと思います。ありがとうございました。

○伊藤委員

資料、また説明の充実ということで、勉強会において、それぞれの本を手に取り、丁寧にご説明をいただきましたので、調査研究がきちんとなされたのだなということが、非常に理解しやすかったです。先ほど織田委員が言われたように、長く使われている本もあり、その中には食べ物などの絵が古いものも含まれていましたが、本当に絵なのだろうかと思うような非常に落ち着いた写実的な絵で、食べ物にいろいろな食材が入っていることが描いてあったので、子どもたちも食べ物に興味を持てるでしょう。また、書き込めるワークブック形式のものもありまして、子どもが1年間教科書としてしっかり取り組むことができるように、現実の動きを促すような工夫がされたものであると説明いただいたので、特別支援学校、また特別支援学級に適した図書だということを理解できました。説明の充実は研究をされた委員の皆さんにもありがたかったと思います。

○沢野委員

私も二人の委員と同じようにとても細かく調査されていたと思います。今日も手に取らせていただいて拝見したのですが、本当にきめ細かな、心遣いのある本が多いなと思いました。マナーの本がありましたが、生活の一つ一つの場面・動作が丁寧に記されており、実に相当細かいところで気をつけていただいているものを選んでいただいたと思っております。

あと、一ついいなと思ったのが、美術なのですが、普通に見ている教科書とまた違う視点を与えてくれるという感じを受けまして、とても情緒安定にいいのではないかと思います。本当に細かく研究されているなと思われるので、いいと思います。

○教育長

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。それでは、ここに記載されているとおりの採択ということで、ご異議ございませんでしょうか。

では、議案第12号について承認することとし、以上で、平成29年度使用新潟市立小学校用教科用図書、中学校用教科用図書、高志中等教育学校前期課程用教科用図書、特別支援学校・学級用一般図書のすべての採択を終了します。

次に、議案第13号、教育委員会の人事については、市議会に議案の公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございません

か。

よろしければ、協議会の終了後、非公開案件として再開して審議いたします。

第4 次回日程

○教育長 次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長 8月につきましては、8月29日月曜日午後3時30分から、9月につきましては、9月27日火曜日午後3時30分から、10月につきましては、10月26日水曜日午後3時30分から、定例会を予定しております。

第5 協議会

○教育長 定例会を一旦終了し、協議会に移ります。

教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価について、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長 教育総務課です。

教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書についてご説明いたします。協議会資料、協議会1ページ、2ページをご覧ください。平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会は事務の執行状況に関する点検評価を実施し、報告書を議会に提出することが義務づけられました。今年度で9回目となります。昨年度と同様に、この報告書を9月議会定例会に提出したいと考えておりますので、本日の協議会で内容等についてご協議をお願いいたします。その後、本日の協議内容を踏まえ、8月教育委員会定例会で付議事件としてご審議いただく予定としております。

それでは、協議会2ページをご覧ください。本報告書は、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民への説明責任を果たしていくために、法律に基づき、平成27年度の教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果をまとめたものです。全体の構成としましては、目次に記載のとおりです。Ⅰ教育委員会の活動状況について。こちらでは教育委員会会議の開催状況、平成27年度の取組みと成果などについて記載しております。また、Ⅱ新潟市教育ビジョンの施策評価につきましては、個別分野の施策評価として、ビジョンの平成27年度の実施状況、進捗状況などについて点検評価を実施した内容となっております。

報告書の内容についてご説明いたします。協議会3ページです。Ⅰ教育委員会の活動状況についてです。はじめに平成27年度における教育委員会会議の定例会及び臨時会の開催状況を記載しております。協議会4ページ、中ほどでは会議の公開状況などについて記載しております。続いて協議会5ページでは、教育委員会会議以外の活動状況としまして、総合教育会議や教育ミーティングの開催状況、市内視察の状況を記載しており、次の協議会6ページにつきましては県外視察の状況、そして本市が加盟しております指定都市教育委員・教育長協議会などへの参加状況、学校周年事業などへの出席状況を記載しております。また、協議会

7ページにつきましては、昨年度、教育委員会と市長との協議により策定されました新潟市教育の大綱を掲載しております。

次に、平成27年度の主な取組みの成果としまして、協議会8ページから10ページにかけまして10項目を挙げております。まず1点目ですが、教育ミーティングの本格実施についてです。区教育ミーティング、中学校区教育ミーティングの実施状況について記載しております。

2点目が学校適正配置の推進についてです。学校適正配置基本方針に基づき、緊急性の高い地域で協議検討を進めている状況について記載しております。

3点目は一貫教育の検討です。新潟市一貫教育推進協議会を発足させまして、就学前から義務教育終了までの一貫した教育について、全市的な視野に立った協議を開始したことなどを記載しております。

4点目は重点的な取組みである基礎、基本を身につける教育の推進についてです。アフタースクール学習支援事業などの取組みを記載しております。

5点目ですが、こちらは継続事業でして、地域と学校パートナーシップ事業の充実についてです。地域教育コーディネーター、学校支援ボランティアの活動状況、ウェルカム参観日の取組み内容について記載しております。

6点目は農業体験学習の推進ということで、こちらはアグリパークの利用状況やアグリ・スタディ・プログラム評価サポート委員会の開催及び改訂版の発行について記載しております。

7点目以降、7、8、9、10につきましては社会教育分野の取組みです。7点目は、第31期新潟市社会教育委員会議建議についてです。こちらの会議では、平成26年度から2か年にわたりまして、本市における今後の生涯学習のあるべき姿を審議しておりました。それらを踏まえまして、平成27年度末に建議した概要について記載しております。

次ページ、協議会10ページの8点目は生涯学習センターの事業です。元NHKアナウンサー山根基世さんの講演や市長とのトークタイムなど、開館10周年記念として実施された教育フォーラムの概要について記載しております。

9点目は中央公民館の事業で、コミュニティ・コーディネーター育成講座の実施についてです。地域課題の解決に必要な事業や地域のつなぎ役となるコミュニティ・コーディネーターの育成講座を引き続き全区で開催しております。その実施状況などを記載しております。

10点目は読書活動の推進です。第二次新潟市子ども読書活動推進計画に基づいた読書環境の整備状況やうちどく(家読)の推進、ブックスタート事業の充実などのさまざまな取組みを記載しております。

次に、協議会11ページから、新潟市教育ビジョンの施策評価についてご報告いたします。まず、I 平成27年度施策評価一覧をご覧ください。評

価基準の考え方につきまして、前回の後期実施計画から今回の第3期実施計画での評価において、3点ほど変更しております。

1点目です。まず、右上にあります凡例をご覧ください。前回、後期実施計画におきましては評価が0から4までの5段階評価でした。「施策が未着手」が0という評価だったのですが、その評価結果となる施策は現在ありませんので、第3期実施計画につきましては、5段階評価は変わらないのですが、凡例のとおり1から5までの評価に変更しております。

2点目です。前回の評価基準は達成率100パーセント以上を3としており、さらに達成率を大きく上回った施策を4、その両者を指標目標の達成としていましたが、今回からは達成率が95パーセント以上105パーセント未満を4、105パーセント以上を5としまして、4と5の間に明確なカッティングポイント、切り分けといつか分岐点を設定したということと、4以上を指標目標の達成としましたので、ここに記載のとおり、目標をおおむね達成した場合につきましては、評価4.0以上5.0未満となります。

3点目についてです。こちらにも評価基準の部分の変更で、前回につきましては「指標を少し下回った」が2、それから「大きく下回った」が1という評価でした。その間に、明確な切り分けといつかカッティングポイントがなかったため、今回から指標を下回る3と2と1の間にもカッティングポイントを設定しまして、評価者による差異をなくすとともに、より詳細に施策実施の進捗状況を把握できるようにいたしました。

その結果、こちらの表に記載のとおり、平成27年度は54施策ありますが、その内の数値評価ができたものが51施策あります。その全施策の平均が左上部に書いてある四角囲み、全施策の平均が4.23でした。表の網掛け部分がNEXT&NEWに関する20の施策ですが、こちらの平均が4.25でした。両方とも評価が4.0以上ということで、目標を達成できたという状況です。

また、評価の分布を記載しておりますが、評価5.0となった施策が9施策で17.6パーセント、評価4.0以上5.0未満となった施策が37施策、72.5パーセントで、両者合わせますと46施策となりまして、指標どおりもしくは指標以上に達成できた施策の割合は90.2パーセントとなりました。前年度は75.0パーセントですので、施策について、指標以上に達成できた割合が増えているということです。こちらにつきましては、一番下の施策13-（5）教育施策の管理と適切な評価の指標目標値75パーセントを上回りましたので、評価は5.0となりました。したがって、教育ビジョンの施策全体といたしましては着実に進捗したものと判断しております。

次の協議会12ページから18ページまでは、主な施策、事業の評価状況として、それぞれの施策の評価と取組み状況につきまして記載しております。成果指標における目標値の設定につきましては、おおむね四つのパターンで目標の設定をしております。一つ目として、第3期実施計画の計画期間が5か年ですが、それぞれ各年度設定しているものがあります。

二つ目としては中間もしくは最終年度で設定したもの、三つ目としては毎年度ごとに設定していくものとして、今回は平成28年度分を設定しているものもあります。四つ目としては、数値ではなく文字で設定しているものがあります。

今回の報告書で取り上げた施策につきましては、第3期実施計画で重点的に取組む五つの方向と新たな視点で取組む具体的な5項目、いわゆるNEXT&NEWに該当する20施策について掲載いたしました。

最後になりますが、協議会19ページから21ページまでは、教育ビジョン推進委員会の推進委員のかたがたからいただいた主な質問、意見、要望と、それに対する教育委員会の対応についてまとめたものを記載しております。今後もこうした外部の委員からの知見を生かしながら、教育ビジョンの実現に向けて着実な取組みを進めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○齋藤委員

1件確認です。評価の4や5という数字が出ていますが、この評価は最後のページに記載されている教育ビジョン推進委員会のメンバーが評価しているのですか。

○教育総務課長

まずは担当課が評価します。

○齋藤委員

自己評価をしているわけですね。

○教育総務課長

はい。まず自己評価をして、それについて推進委員会の委員の方々に判断というか、意見をいただいています。

○齋藤委員

協議会12ページ以降、項目ごとに点数がついています。例えば、1番目、確かな学力の向上。いくつか項目があって、右上に平成27年度施策評価4.3とあります。これは各項目の平均点ですか。

○教育総務課長

そうです。

○織田委員

先ほどの説明にありましたように、評価の付け方を整理して下さったことで、各課での自己評価に統一性ができたとのこと、とてもうれしく思います。「おおむね達成」までを含めると、達成率が90.2パーセントにものぼるとのことです。前年度が75パーセントだったということからみても、大きく更新され、各方面でのご努力が、ここからも読み取れると思います。

ただ、いつも私はうがった見方をして申し訳ないのですが、数字での評価、判断というのは、数字でないと客観的に比べられないという良さはある一方で、逆に数字にごまかされてしまう、隠されてしまうという怖さもあります。細かなところまで、常に目を光らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員

協議会20ページの施策9-(1)で地域と共に歩む学校づくりの推進について書かれていますが、学・社・民の融合ということで職員の研修なども行われていて、職員にはそれが徹底してきているように感じています。一方、昨日も区の教育ミーティングに行きまして、各区での社会教育、公民館・図書館の活動が充実してきた話を聞き、その活動に対する期待もある

のですが、社会教育は市民が主体となって活動する場であると改めて感じたところです。職員や学校の方が学・社・民の融合について勉強してその機能をより高めようと、知識向上ということで研修するのでもいいのですが、市民が公民館や図書館の機能の大事な部分やいい役割を生かせるよう、市民へもこの取組みについて、広報していくことが大事だなということを感じました。

○織田委員

協議会19ページ、推進委員からの主な質問・意見・要望と教育委員会の対応、施策2の(2)についてお願いします。一人一人の成長を促す生徒指導の推進のところで、「スクールソーシャルワーカーの活用がとても大事なのではないか」「どのような取組みを行っているのか」という推進委員からの質問に対して、SSWの有効性を教育委員会としても取り上げていられちゃって、「引き続き活用を図っていくとともに、福祉関係の機関とも積極的に連携をする」という回答をなさっています。「福祉関係の機関との積極的な連携」という部分は、とても大事なことと考えます。教育ミーティングでの地域の方からのご発言にも、その辺の「連携の必要性」が上がっています。とても大事な視点だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長

ほかにかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

第6 協議会閉会

○教育長

午後4時00分 協議会を終了する。

これより非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

事務局は引き続き全員同席ください。

第7 定例会再開

○教育長

これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

議案第13号、教育委員会の人事については、吉村委員の一身上に関する議事でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に自己の一身上に関する事件の議事に参与できないという規定がありますが、本日、吉村委員はご欠席ですので、このまま議事を進めます。

吉村委員から、昨日、7月28日付で、平成28年9月30日をもって新潟市教育委員会教育委員を都合により辞職したいとの願いが提出されました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条で、委員は当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる規定されています。委員の辞職の同意について、ご審議をいただきたいと思っております。

吉村委員には、就任依頼4年以上にわたってさまざまな問題に的確な対応をしていただきまして、教育委員会としては非常に残念に思っているところですが、皆様、いかがでしょうか。同意することにご異議ございませんか。

- 沢野委員 残念ですが。
- 伊藤委員 仕方なく(同意します)。
- 教育長 それでは、皆様、議案第13号について、承認するという事で決定させていただきます。

第8 閉会宣言

- 教育長 午後4時10分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員